

第9回山口県本人確認情報保護審議会 議事録

1 日 時 平成23年1月13日木曜日 10:00から11:30まで

2 場 所 山口県庁12階 地域振興部2号会議室

3 出席者

(委員) 杉山委員、高村委員、松野委員、三島委員、山岡委員
(事務局) 倉重地域振興部次長、坂本市町課長 他5名

4 議事次第

- (1) 会長選任等について
- (2) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について
- (3) 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

5 配付資料

- 資料1 山口県本人確認情報保護審議会について
- 資料2 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について
- 資料3 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

6 会議録

【事務局】

(開催及び審議会成立の報告)

【地域振興部次長】

今日、本来は地域振興部長がここに参りまして御挨拶する予定でしたが、急遽協議が入りましたので、大変恐縮ですが、私の方から御挨拶をさせていただきたいと思ひます。

山口県本人確認情報保護審議会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思ひます。

委員の皆様には、大変お忙しい中御出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、平素から県政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる「住基ネット」につきましては、平成14年8月に稼働を開始して8年を経過したところでございますが、この間、大きなトラブルもなく、順調に推移しております。

また、「住基ネット」で保有します本人確認情報の利用につきましても、日本年金機構による年金の現況確認のための利用が増加したことなどから、平成21年度の利用件数は全国で約1億1,500万件になっておりまして、前年度から500万件近い増加となるなど、順調な伸びを示しております。

いうまでもなく、「住基ネット」が適切に利用されるためには、本人確認情報の利用拡大への取組だけではなく、個人情報保護の観点からセキュリティ確保への取組が極めて重要であります。したがって、その運用にあたりましては、様々な角度から検討が必要であり、県といたしましては、本審議会の御意見等を踏まえながら、「住基ネット」の安定稼働はもとより、更なる維持向上に努めてまいりたいと考えております。

こうした中、都道府県の条例によります本人確認情報の独自利用につきましても、既に本県を含む31都県において、住民の利便性の向上に向けた取組が進められております。本県におきましては、御案内のとおり、平成18年度の本審議会において御承認をいただき、平成19年3月に「本人確認情報を利用することができる事務を定める条例」を公布・施行し、本人確認情報の利用を開始しております。

その後、法令改正等に伴う事務手続の改正や、手続の簡素化・県民の皆様への利便性の向上のため、随時、利用事務を増加してきたところであり、県としては、引き続き更なる利便性の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

本日は、「住基ネット」の運用状況等に加え、前回までの審議会で委員の皆様からいただきました御意見等を踏まえて新たな検討をしてみたいので、県事務における本人確認情報の利用拡大について調査審議していただくこととしております。

どうか委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

本日はよろしくお願いたします。

【事務局】

(各委員を名簿順に紹介)

【各委員】

(挨拶)

(地域振興部次長 他の公務のため退席)

【事務局】

それでは、次第に沿って議事に入らせていただきます。

まず、「(1)会長選任等について」ですが、このことにつきましては、「山口県本人確認情報保護審議会条例」第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっております。

どなたか御推薦される方がいらっしゃいましたらお願いします。

【松野委員】

引き続き、高村委員さんをお願いしてはどうでしょうか。

【事務局】

ただいま、会長を高村委員さんという発言がございました。よろしいでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【事務局】

それでは、委員の皆様の賛同を得ましたので、高村委員さんに会長をお願いいたします。会長に選任されました高村会長さん、中央の会長席の方へどうぞお移りください。それでは、会長さんから、一言御挨拶をお願いいたします。

【会長】

(挨拶)

【事務局】

ありがとうございました。
それでは、今後の議事進行につきましては、高村会長さんをお願いいたします。高村会長さん、よろしくをお願いいたします。

【会長】

まず、本人確認情報保護審議会条例第4条第3項の規定により、会長職務代理者の指定を行います。会長職務代理者は、引き続き松野委員さんをお願いしたいと思いますが、松野さん、よろしいでしょうか。

【松野委員】

(了承)

【会長】

それでは、松野委員さんを会長職務代理者に指定します。
次に、事務局から議事について説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それから、今日の会議は非公開とする要件はありますか。いかがでしょうか。

【事務局】

特に個人情報や法令上秘密にすべき内容はないと考えております。

【会長】

それでは公開で審議を進めたいと思います。
皆様いかがでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【会長】

では、本日の議事全般について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、本日の審議会における議事全般について、お手元の資料1の「1 審議会の概要等」「(2)審議事項」のところを御覧ください。これにより御説明いたします。

まず、本日の審議会においては、本人確認情報の保護に関する事項について知事の諮問に応じ、調査審議し、建議する事項はございません。

また、法が禁止しております、契約者等に対する住民票コードの告知の要求や、住民票コードをデータベース化するといった違反行為をはじめとしまして、ネットワークのセキュリティや不正アクセス等に関しましても、後ほど御説明いたしますが、このような法に違反する事件の発生は本県においてはなかったものと、認識しております。

つきましては、違反行為については、知事が中止命令を発する際に委員の皆さんに御意見を伺うこととなりますが、今回こうした事案はありません。

したがって、本日は、次第に書いております議事の(2)と(3)に示しておりますが、住基ネットの運用状況、それから、条例による本人確認情報の独自利用事務の追加等について御説明させていただき、委員の皆様のお意見を伺いするものと考えております。

【会長】

それでは、「議事(2) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について」及び「議事(3) 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について」事務局より説明をお願いします。

< 議事(2) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について >

・事務局から資料に沿って説明

【事務局】

ここまで少々説明の時間が長かったかもしれませんが、引き続き次の議事を説明してもよろしいでしょうか。

【会長】

何か、質問等あればどうぞ。

【松野委員】

コンビニのサービス、これ山口県ではやってないということですよね。先ほど専用の紙を使うと言われたと思いますが。

【事務局】

コンビニで交付される時は普通紙です。これまでの市町村の窓口で交付されるときは専用紙で交付されるわけですけど、それと同じレベルまでセキュリティを高められるように、

普通紙に偽変造防止対策を施しているということです。

【松野委員】

セブンイレブンで最近使ったサービスなんだけども、家からパソコンでホームページのWEBにアップロードしたら、それを印刷できるサービスがあるんです。それは全国どここのセブンイレブンでも取れるんですよ。例えばこれだったら、あらかじめ、このファイルを送って住民票をセブンイレブンで出しておけば、要するに暗証番号・ID番号さえ相手に伝えておけば、例えば僕の住民票を東京にいる人に渡すときに、送付する必要がない。自分の近くにあるコンビニで取れるはずじゃないかなと。

そういうのは、とても便利じゃないかなと思うんですけど。そういうシステムになっているかは分からないですけどね。

【事務局】

このコンビニ交付サービスを受けていただくには、あくまでも本人が住基カードを使って、かつ市町村がこのコンビニ交付サービスを実施しておく必要があります。ですので、仮に、住基カードを他人に貸して、その暗証番号をお教えになられれば一応はできますけれども。

【松野委員】

渡すことがいいのかどうかということはあるね。

【事務局】

はい。

【松野委員】

これを持って本人が行かないととれない、というのが基本ですね。まあ、利便性とセキュリティ、ちょっと両面あるからね。

導入コストは市町がやる時どのくらいかかるんですか？市町がやるって言っても、そこに機械を設置しないといけないですよ。

【事務局】

設置してあるサーバーに改修を加えることが必要です。また、新たにサーバーを設置することも必要だと聞いております。ただ、住基ネットだけではなくて既存の住基システムを含めて改修の必要があります。導入コストについては、例えば住民の規模が1万人程度だったらこれくらいの費用がかかるというところまでは、はっきりと示されておりません。

【松野委員】

結構、経費がかかるのはかかる？

【事務局】

はい。コンビニ交付サービスを導入するにあたっては、財団法人地方自治情報センターの助成事業があり、その助成金額では500万円上限などと示されていますので、結構な額がかかるものと思います。

【松野委員】

セキュリティを保つのは大事であって、例えばデータベースのところとかその辺りはちゃんとセキュリティを保たないと、一切合切全部の情報を持っていかれるととてもたまらないのですが、住民票ぐらいは人に渡ってもたいしたことはないんじゃないかという気がしないでもないんですけど。

だとしたら、僕も住基カード取りましたけど、先ほど紹介したセブンイレブンのサービスみたいに、住基カードがなくても番号さえ入れればどこでも取れるという方法にしたほうがいいんじゃないかなと。それか他に何か考えられる方法があるのかもしれないけど、ただ要するに何がやりたいのかによってセキュリティの強さを加減した方がいいのかなって思ったりします。

【会長】

コンビニ交付サービスの導入を検討している市町は全くないですか？

【事務局】

検討されているところはあるようですが、どの市町が具体的にいつからというところまでは把握はしておりません。

【会長】

下関市は？

【事務局】

検討していると思います。

これは報道ベースですけども、窓口での住民票の写しの交付手数料を上げる議案を議会にあげる際に、同時に自動交付機による発行は手数料を下げるという議案がありました。その辺りの話の中で、ゆくゆくは自動交付機による交付ではなくて、コンビニ交付に移っていくのではないかという話がありました。

県内では特に人口が多くかつ区域の広い下関市では、コンビニ交付のメリットを感じておられるのではないかなと思います。

【松野委員】

これはシステム全体の問題だから、下関市だけが例えば印鑑をもって行かなくてもできるっていうのは難しいかもしれないけど。何でもかんでも一旦厳しくすればこれも厳しくしよう、あれも厳しくしようとなりがちだから、それではちょっと利便性と兼ね合いを考えて、甘くするところは甘く、使いやすくするほうの方針がいいとは思う。

【会長】

そのほうがいいと思いますね。

【山岡委員】

とんちんかな質問をするかもしれないですけど、住基カードを持ってないので使ったことがないんですけど、暗証番号を入れて自分の住民票をとるという話でしたが、戸籍謄本とかはそれではとれないということですか。

【事務局】

そのサービスの実施の可否ははっきりしていないですが、将来的にはそうした住民票の写し以外の証明書の発行も考えられます。

【山岡委員】

まだ、県内でやってないですけど、もし暗証番号とか忘れたら問い合わせるところとかどうなるのでしょうか。

【事務局】

住基カードにつきましては各市町村の担当になりますが、暗証番号を忘れた場合には金融機関のキャッシュカードと同じように、「忘れてしまったので」ということで手続きをとることになり、新たな暗証番号を受け取ることになります。

【市町課長】

先ほどセキュリティの話が松野先生からございましたし、杉山委員さんは御存じと思いますが、住民票の記載事項のうち、住民票の基本的な事項の他に、特に本籍の部分につきましても記載がありますから、その審査は厳密になっております。

【会長】

住民票と戸籍謄本は中身がだいぶ違うからね。

【松野委員】

戸籍はかなり情報が個人的なものですよね。

【会長】

住民票ぐらいたったらいい、という感覚も個人的にはあるけれど。

【松野委員】

住民票は、昔は誰がいつでも取れましたけどね。

【市町課長】

ただ、その制度を悪用された事件があって、今でもそれは防がなくてはならない。

【松野委員】

でも、その暗証番号のところ、その辺は大丈夫なのは。ただ昔と同じように一律で考えてしまうと、利便性が失われるからね。

【杉山委員】

結構窓口では厳しくて、住民票取るのにもきちんと写真付きの身分証明書、なければ2つ証明書を持ってこいと言われるんですよ。だから、窓口での厳格化とこういうところでの安易なところって、区別があってはいけないと私は思うんですよ。利便性を考えるのであれば、窓口でも同じようにしてもらわないといけないと思うんですよ。

窓口に取りにいけばすごく厳格に言われるわけで、例えば、知っている人でもだめなわけですよ。毎回証明書を見せないといけないわけで、私もいつも取りに行くから顔なじみの係の人であっても、毎回見せないといけない。一般の方もその取扱いで証明書を求められていますので。

であれば、両方同じにしないと。片方じゃこんなに簡単にとれる、こういうのが使える人はこんなに簡単にとれるのに、というのでは良くはないと思う。簡単にされるのであれば一律そうされるべきだし、言われるように戸籍よりは住民票のほうが載っている情報も少ないですし、悪用されるといって、表に出てはまずいものも少ないでしょうけど、ただ、そのへんは整合性を付けてもらわないと、私達はちょっと納得できない。

【会長】

運用状況については、特に異議ありません。

ただ、山岡委員さんが新しく入られたので、今の運用状況の関係で、詳しく説明できるところがあれば補足で説明をお願いしたい。

【事務局】

(住民基本台帳ネットワークシステムの概要について、再度説明)

【会長】

ここで質問がありましたらどうぞ。

【松野委員】

最近、県のY S Nを一旦やめると言ってまたやることになったんですよ。

図にある県の専用回線網、県の情報スーパーネットワーク、Y S Nを使っていると思うんですけど、これを一旦やめるといってことになったときに、当然市町も市町課も使っているから、そのときにどういう話があったか、どういう検討をされたか。

つまり、Y S Nをやめると民間の回線を使うことになるわけですよ。その時に、セキュリティをどういうふうを保つかという話をもじられていたら聞かせてほしい。

【事務局】

民間譲渡するかどうかということについて、知事が御判断されたわけですが、民間譲渡は情報企画課で主に検討しておりまして、市町課からは、情報企画課に対しましてセキュリティに関する技術的基準というのを総務省で定めており、仮に民間に譲渡されても、こういった基準を十分に満たすものでなければいけないよ、という情報提供をいたしました。

もし民間にという話になれば、その辺りのセキュリティについては、しっかり条件をつけさせていただいて、十分確保できるという状況にしてほしい、ということを担当課と協議しております。

【松野委員】

もしこれが譲渡されていたとしたら、ここにも大きく関係する話ですからその責任でちゃんとやらなくちゃいけないですよ。ここで話をすべきか分からない話ですけど、今回それで落ち着いたからいいですけど、一旦報道発表してから撤回になったんですよ。

【三島委員】

説明事項に質問はありません。ただ、今の話に関わるんですけど、基本的なことごめんなさい。この審議会はそういうところまでやるの？今の、例えばY S Nが民間譲渡された場合、セキュリティについてここで議論をやるの？

つまり、この審議会に付託されている事項は、最初資料1にあるように、知事からの諮問に応じ必要な事項について審議せよ、次に、違反行為があったときに、知事が中止を命令する際に審議せよというものと理解しているのだけれど。

【事務局】

審議会の審議事項はそういうことになりますので、その譲渡をするしないというところはここの審議会の審議事項ではございません。

【三島委員】

セキュリティの問題なんかは審議の対象になるのですか。報告とか議論はあったとしても、審議という形で、ここで何か結論を求めるような事があるの？ないの？

【事務局】

そのようなものはございません。

【三島委員】

それで追加で教えてほしいんだけど、審議会の意見を聞いて知事が中止命令する際の資料1の項番1(2)アとイ、どちらも違反行為になるの？

【事務局】

どちらも違反行為です。ここは結局、個人情報保護というところに関わってくるのですが、住基ネットが導入されるときに、やはり、住民の個人情報というものが悪用されないようにするという考えがあったわけです。

その最たるものというところとちょっと大げさですけど、例えばある民間の方が住民票コードをデータベース化されるようなことであるとか、それから住民票コードなんかを聞くことが、先程ちょっとコンビニ交付の際に話もございましたけど、悪用されることに繋がりがねないという側面もあったのではないかなと考えられます。

【三島委員】

資料に書かれていることは住基法の精神であって、全て住民基本台帳に記載されている情報は、まさに個人の情報ということで保護されます、あらゆる意味で他人の利用については制限をかけます、ということですね？許された者しかダメです。アとイというのはそれにもとるような振る舞いという解釈であると。

例えば我々大学側が高校生の住基台帳をみて、うちの大学に来そうな連中をコード化してしまえとか、これは逆さまでであると、こういうことを言っているんだね？

【事務局】

そういうことです。

【三島委員】

わかった。幸いにして、僕が入って2年か3年だが、幸いにもこういうことで審議を求められたことはないということだね。

【市町課長】

最初の御質問でございますけど、松野先生のほうからY S Nが民間譲渡されたときにセキュリティ対策に関して諮問するか、ということですが、これも我々としましては知事が諮問しなさいとされてはいます。しかし諮問という言葉が大変曖昧です。会長さんもおかしいと思われているようですが、各県によって対応もまちまちでございます。

後ほど御報告いたしますが、条例による本人確認情報の独自利用につきましても諮問という方式をとっている団体もございまして、この審議会の運営状況等も団体によっていろいろやり方で行っているという状況です。本県では、せつかく5人の委員さんにお集まりいただいておりますので、できる限り御意見を伺えるような方法でということ運営を考えていますので、柔軟に対応させていただければと思います。

【三島委員】

そういうことであれば、あれこれ言う気は全くないんだけど、この審議会の次第も、「住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について」は議事ということではなく報告事項とし、議事は本当に審議しなくてはいけないことにすると。

今、課長がおっしゃられたような多様な意見を聴く場ということなら、そういう場とし

て設定していただいたほうがいいと思うんだけど、これまで数回出席しているんだけど、要するに何を審議する場なのかということが明確ではない。

意見を聴く場なら意見を聴く場であって審議することはないと、要するに知事からの諮問はないあるいは緊急を要するような審議はない。だけど、これは条例に基づいて置かれている審議会だから、年に1度こうして開かれるわけでしょうから、開催の趣旨を少し整理していただければ、その水準の意見を交換できるし、そこをちょっと仕分けておいていただきたいと感じます。

【市町課長】

私もこの審議会の説明を担当のほうから聞きましたが、全く同感であります。

ただ、我々としまして、この審議会を含めた個人情報保護制度について、これから各県の状況、意見を聴きながら、今後いろいろな意見を国のほうにも伝えていくこともあるかと思えます。

議事としましてはおっしゃるとおり、会長選任以外は議事ではございません。その辺りは冒頭で諮問すべき事項や中止命令等に関する事案はございません、ということで御報告させていただいています。資料の書き方は今後気を付けます。

< 議事(3) 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について >

・事務局から資料に沿って説明

【会長】

追加の5事務も含めて、何か御意見ありませんか。

【松野委員】

簡単に言うと、前回、利用拡大するために事務を出してきて、更にその残った事務を見てみたという話ですか。

【事務局】

その部分もあります。資料2ページでの左側の方です。

【松野委員】

新しいのは「新」と書いてあるから、これですか。既出の分についても検討してみた。左側の一番下の法令の義務づけがあって、施行規則の改正とは、具体的に何ですか。

【事務局】

採石法と砂利採取法に関する施行規則のことですが、省令の改正です。

その中に、採石業の登録を例にとりまして、登録の申請の際には住民票を添付しなさいという条文があったわけですが、住民票の添付に代えて、住基ネットによって本人確認情報を利用することで運用するという規則の改正がなされたということです。

【松野委員】

それは既にあったのですね。

【事務局】

はい、資料の中にも示しておりますけれども、平成21年2月にそれぞれ改正が行われておりました。

【松野委員】

改正があったから、それぞれ新しくできるようになったということですね。

では、他の規則とかも同じような改正をどんどんやってもらえれば、どんどん独自利用ができるようになるということですね。

【事務局】

はい。

【会長】

共通番号制度についていろいろ騒がれていますけれども、それについて動向とか、現時点での説明をお願いします。

【事務局】

共通番号制度と住基ネットへの影響というところだと思いますけれど、今のところの政府案では、税務と社会保障の分野、そのうち現金給付のみの部分について、使うことができる制度と示されております。類型としてアメリカ型と言われております。

その政府案の中で、共通番号として住基ネットで使っている住民票コードを使ってはどうかという案もあったのですが、住基ネットを活用して新たな番号を振るということができないかということが有力視されています。

住民票コード、先ほど三島委員さんの話の中でもありましたが、やはり個人情報ということでございますし、住民票コードと本人確認情報は関連づけられておりますので、その辺りから、新たな共通番号として住民票コードそのものを使うということについては、プライバシー保護の観点から懸念があるということで、新たな番号を振るという方針が採用されたところですよ。

共通番号制度については、やはり随時、氏名や住所という情報を把握しておかなければならないということから、住基ネット側の本人確認情報を共通番号の方へ提供してやるという形での利活用を考えております。

いずれにしても、23年の夏頃、社会保障共通番号大綱といわれるような仮称ですけど、民主党がまとめ、秋頃に法案提出したいというスケジュールを考えているようです。

【会長】

わかりました。

【松野委員】

その流れで行くと、三島委員の方から話があった流れですけど、住民票コードをそのまま使うのであったら、もし何か不正などがあったら、この審議会の対象になりますよね。

だって今が住民票コードを活用して、他のコードを共通番号に使うのだったら、この法律には住民票コードと書いてあるのだから、何か起こったときにここの審議の対象にならないんですかね。要するに、住民票コードではないですよ。

【事務局】

住民票コードと関連づけはありますが、本人確認情報の通知、送信、保護ということから、はっきりと共通番号制度をやるかどうかはわかりませんが、御意見をいただくような場になるかもしれないというくらいしか今は申し上げられません。

今の時点では、この審議会自体が共通番号制度まで想定していないので、その辺りの整理も今後されていくかと思われま。

【松野委員】

共通番号制度は導入されたらかなり大きい話ですよ。全員に番号をつけるのですから、そのときにはいろいろと問題が起こってくる可能性があると思うので、そのときに我々は動員されるのかどうかという。

【事務局】

予測ですが、共通番号制度と併せて、住民基本台帳法での考え方が整理されることもあると考えています。

【松野委員】

これに伴って、法律が整理されてちょっと変わるという可能性があるということですね。

【市町課長】

住民票コードというのが、システムのあり方にもよるのですが、新たな番号とかこの辺の文言が変わることは十分あると思います。大元である法律が新しい共通番号制度とリンクした条項として改正されるかも知れません。

【会長】

まだ時間もありますので、フリートキングでどうぞ。

【山岡委員】

本人確認情報の中の付随情報というのはどのようなものですか。

【事務局】

付随情報には本人確認情報が変更された事が書かれています。転入・転出された際に、何月何日転出とか何月何日転入といった形で記載されています。どこからどこへ転出した

とまでは書いていないのですが、そういった情報が付随情報の一例としてあります。そうした情報があるので、今、条例改正によって死亡の確認の事務に使いたいということです。

身近な例でしたら、御結婚された際にも姓が変わるということがありますが、その際には、市町村長が戸籍の届出に基づいて職権で修正しますので、そういった職権修正という情報が記録されます。

旧姓そのものはでておりません。変更が何らかあったというおおまかなところ分かる程度です。住基ネットシステムは個人情報全てを記録するものではなく、いつ本人確認情報に修正等がなされたかという事実に関し、情報を記載しております。婚姻した、といった事象そのものが書いてあるものではありません。職権で修正したという非常に限られた情報が記載されているものです。

【会長】

山岡さん、消費者問題の観点から住基ネットの利用価値はどうか。

【山岡委員】

付随情報ということで、犯罪に関わる、警察だけが見ることができるような情報が入っているのかなと思ひまして。

住民としては、そういう被害とか何度も犯罪を繰り返す人たちが、身近にいると怖いので、きちんと更正された人の情報も含めて、ちょっと言い方が難しいですけど、注意人物とかを住基ネットで知りうるのかなと。

【松野委員】

もし入っていたら、とんでもないことになりますよ。

【事務局】

住民基本台帳には、記載できる事項が一応列挙されていまして、その中では、例えば年金番号といったものに留まります。ですから、犯歴までは住民票そのものに記載されるものではないです。

【会長】

イギリスなんかで、性犯罪の関係で大問題になってますから、台帳に記載されるようなことはないんでしょ。

【事務局】

ないですね。

【会長】

社会的に知れた場合に影響の大きいものは載らないんでしょね。

【松野委員】

そういうことです。

【会長】

この会議始まってから、建議に対しての答申という議案もありませんし、違反行為とかも最初からなかったですよ。最初は松野先生のセキュリティに関する話がほとんどで。

【松野委員】

最初の頃の審議会はそればかりです。歴史的にも最初の導入時が大変だったからね、大騒ぎになったから。だから、セキュリティの話がでて、その流れがあるんでしょうね。

【会長】

セキュリティの方はだいたいクリアできてるんでしょうか。

【事務局】

そうですね。各団体の自己点検というのも毎年行っておりますし、監査というのも毎年度2団体ずつ行っております。セキュリティチェックリストによる自己点検も全団体満点の3点とれております。今年度はセキュリティ対策の一環として、監査の補足・補完という位置づけで4市町に対して実地でのヒアリングなども実施しております。

【会長】

山岡委員、さきほど三島委員から苦言もありましたが、これについてはですね、良い審議会にするためにどんどん言ってください。それでは質問も、これでいいですかね。

【事務局】

それでは本当に委員の皆様お疲れ様でした。最後に、坂本市町課長から御挨拶申し上げます。

【市町課長】

資料の整理等至らぬ点が色々ございました。何よりも目に見えない、本当に分かりづらいことをテーマに御審議いただきまして、本当にありがとうございます。

ただ今の状況では、先ほど共通番号制度の話もありましたけれども、住民基本台帳法としましては外国人登録等について大きな改正の時期にさしかかっておりますし、将来的にもシステムはどんどん大きくなる方向でしか進んでいかないと思っております。

ですから、セキュリティの問題につきましても、避けては通れない大きな課題でございますので、今後とも委員さん方から色々な御意見をいただけたらと考えております。

本日はどうもありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。